

議会運営委員会会議録

- 1 開会日時 令和5年1月27日（金）午前10時0分
- 2 閉会日時 令和5年1月27日（金）午前10時47分
- 3 会議場所 熊山支所大会議室
- 4 出席委員
6番 佐藤 武君 8番 光成 良充君 11番 治徳 義明君
13番 金谷 文則君 14番 松田 勲君 15番 福木 京子君
17番 下山 哲司君
18番 実盛 祥五議長
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者
市 長 友實 武則君 副 市 長 前田 正之君
教 育 長 土井原康文君 総合政策部長 山本 幸治君
総 務 部 長 入矢五和夫君 教 育 次 長 有馬 唯常君
総 務 課 長 花谷 晋一君
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 土井 常男君 副 参 事 野田 順子君
- 8 協議事項 1) 令和5年2月行事予定について
2) 令和5年3月定例会の会期日程（案）について
3) 赤磐市議会の個人情報の保護に関する条例（案）について
4) その他

午前10時0分 開会

○委員長（治徳義明君） 皆様、おはようございます。

雪模様の悪天候の中、お疲れさまでございます。

そして、本日からタブレットを活用した推進になりますので、皆様よろしくお願いを申し上げます。

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

初めに、議長より挨拶をお願いいたします。

○議長（実盛祥五君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 実盛議長。

○議長（実盛祥五君） 皆さん、おはようございます。

慎重審査よろしくをお願いいたします。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

それでは、これから協議事項に入ります。

協議事項1番目、令和5年2月行事予定について、議会事務局及び執行部から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（土井常男君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 土井局長。

○議会事務局長（土井常男君） それでは、資料の令和5年2月議会行事予定（案）、こちらのほうを御覧いただきたいと思います。

本会議については、協議事項2、3月定例会の会期日程（案）のところで御説明させていただきますので、割愛させていただきます。

まず、2月1日水曜日、厚生文教常任委員会の行政視察がございます。

2月2日木曜日13時から和気老人ホーム組合議会、続いて14時より和気北部衛生施設組合議会、15時より和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合議会がございます。

2月8日水曜日13時30分から行政視察受入れがございます。茨城県小美玉市から部活動地域移行の課題について視察されます。

2月9日木曜日10時から産業建設常任委員会がございます。

2月10日金曜日10時から厚生文教常任委員会がございます。同日、市議会議員共済会第125回代議員会がございます。

2月13日月曜日10時から総務常任委員会がございます。

2月14日火曜日13時30分から議会運営委員会、14時30分から議会全員協議会がございます。

2月27日月曜日、本会議終了後、広報広聴委員会広報部会がございます。

事務局からは以上です。

○総合政策部長（山本幸治君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本幸治君） それでは、執行部の2月の主な行事予定について御説明をさせていただきます。

まず、1日水曜日、環境省と県内市町村長との意見交換会が開催されます。県内市町村長がそれぞれウェブで参加する形式でございまして、市長がオンラインで参加をいたします。

6日月曜日、岡山市内において、岡山県土地改良事業団体連合会総会が開催されます。市長が出席いたします。

8日水曜日、岡山市内において、岡山都市圏連携協議会が開催されます。市長が出席いたします。また、午後からは、赤磐市交通安全対策協議会総会を開催します。市長と教育長の出席でございます。

9日木曜日、岡山市内において、岡山県農業共済組合理事会が開催されます。また、午後からは、赤磐市国民健康保険運営協議会を開催します。いずれも市長の出席でございます。

10日金曜日、消防本部において、赤磐市消防団協力事業所表示証交付式を開催します。市長の出席です。

15日水曜日、定例記者懇談会を開催いたします。また、午後からは、岡山市内において、岡山県後期高齢者医療広域連合の議会が開催されます。いずれも市長の出席でございます。

16日木曜日、赤磐市総合教育会議を開催します。市長と教育長が出席いたします。また、午後からは、赤磐市男女共同参画推進審議会を開催します。市長の出席です。

17日金曜日、市役所大会議室において、赤磐市自衛隊入隊入校激励会を開催いたします。市長の出席でございます。

18日土曜日、くまやまふれあいセンターにおいて、永瀬清子の詩の世界を催します。永瀬清子賞の表彰式、公演等を開催いたします。市長と教育長の出席でございます。

以上でございます。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

2月行事予定の説明が終わりました。

ただいまの説明について委員さんから質疑がございませんか。

○委員（金谷文則君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） 市長の予定表の中に20日のところへ企業立地調印式というのがないんですが、これは議長だけがやられることになつとんでしょうか。

○総合政策部長（山本幸治君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本幸治君） 大変失礼いたしました。

執行部のほうの出席もでございます。記載漏れでございます。

- 委員長（治徳義明君） 記載ミスということですか。
- 総合政策部長（山本幸治君） 市長の出席もごさいます。
- 委員長（治徳義明君） 記載ミスということによろしいんですか。
- 総合政策部長（山本幸治君） 記載漏れでございませぬ。申し訳ございませぬ。
- 委員長（治徳義明君） 御理解をください。
- 委員（金谷文則君） はい。
- 委員長（治徳義明君） そのほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（治徳義明君） なければ、続いて協議事項2番目、令和5年3月定例会の会期日程（案）について、議会事務局に説明をお願いいたします。
- 議会事務局長（土井常男君） 委員長。
- 委員長（治徳義明君） 土井局長。
- 議会事務局長（土井常男君） それでは、令和5年2月から3月の議会スケジュール表（案）を御覧ください。

3月定例会を2月21日火曜日に開会する日程で組んでおります。その関係から、1週間前の2月14日火曜日13時30分から議会運営委員会、引き続き14時30分から議会全員協議会の開催となります。その関係で、一般質問通告の受付は2月3日金曜日から始まり、9日木曜日を締切りとしています。

3月定例会は、2月21日火曜日と22日水曜日が本会議、議案の上程です。初日の21日火曜日から24日金曜日までが質疑通告の受付期間です。2月24日金曜日、27日月曜日、28日火曜日を一般質問とし、3月1日水曜日を予備日とします。2日木曜日は本会議で、質疑、委員会付託となります。3日金曜日は予備日です。6日月曜日は厚生文教常任委員会、7日火曜日は産業建設常任委員会、8日水曜日は総務常任委員会となります。9日木曜日は予備日です。10日金曜日、13日月曜日、14日火曜日は予算常任委員会とし、15日水曜日は予備日です。14日火曜日から20日月曜日までが討論通告の受付期間です。最終日を3月22日水曜日とする案としております。なお、3月30日木曜日は議会運営委員会を予定しています。

以上で説明を終わります。

- 委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

ただいま説明が終わりました。

続いて、議長、お願いいたします。

- 議長（実盛祥五君） 委員長。
- 委員長（治徳義明君） 実盛議長。
- 議長（実盛祥五君） 3月の定例会での一般質問の時間は今までどおり1議員20分、一般傍聴者は本会議場で8人、委員会6人の定員でお願いしたいと思っておりますので、協議をお願いいた

します。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

改めて、説明が終わりました。

ただいまの定例会の日程説明及び一般質問の質問時間について御意見、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） ないようですので、これで執行部には退席をしていただきたいと思いますと思いますが、委員さんの中に何か執行部を交えた質問がありましたら今お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） ないようですので、執行部の皆さん、御退席をお願いいたします。ありがとうございます。

それでは引き続き、協議事項を進めます。

協議事項3番目、赤磐市議会の個人情報の保護に関する条例（案）について、議会事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局長（土井常男君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 土井局長。

○議会事務局長（土井常男君） それでは、個人情報保護条例について。

昨年の9月の議会運営委員会において御報告しておりました赤磐市議会の個人情報の保護に関する条例（案）が作成できましたので、御確認いただきたいと思います。

それでは、改めて、このたび本条例を制定する必要性、経緯等について御説明をさせていただきます。

資料の赤磐市議会の個人情報の保護に関する条例（案）についてをお開きください。

個人情報保護条例についてでございますが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日から個人情報保護制度の法体系が変わります。現行の制度では国と民間、地方公共団体などで分かれて規制されておりましたが、改正後は全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されることとなります。

赤磐市においても令和5年4月1日からさきの12月定例会で可決されました新保護法の施行条例を施行することとなっておりますが、議会に関しては国会や裁判所と同様に自律的な対応の下、個人情報の保護が図られることが望ましいとのことから、新保護法の定める規律の適用対象から除外されることとなっております。しかし、現行の個人情報保護条例では、議会も条例の実施機関とされており、新保護法の施行後も引き続き自律的な措置を講ずる必要があることから、新たに赤磐市議会における個人情報の保護に関する規律を設ける必要があります。

本条例については、全国市議会議長会から条例案が示されております。全国市議会議長会の条例案を基に、市の新保護法施行条例との整合性を勘案し、案を作成させていただいております。

す。

また、案の作成に当たっての留意点として、次の点が上げられます。

①新個人情報保護法との整合性の確保。

全国共通の個人情報に関するルールを定めるという新個人情報保護法の趣旨を尊重し、法の内容に沿ったものとする。

②市内部の統一性の確保。

市民にとって分かりやすい制度とするため、市の新個人情報保護法施行条例の内容に沿ったものとする。

この2点については、個人情報の取扱いについて他の自治体及び市の執行機関との間に差が生じることは、市民の理解が得られにくいと考えるためでございます。そのため、全国市議会議長会の条例案を基に、市の新保護法施行条例との整合性を図り、案を作成しております。

③条例の対象となる個人情報。

条例は、事務局職員が作成、取得した個人情報とする。議員が作成、取得した個人情報は対象とはしない。

この点については、議会活動を行う場合において、事務局職員が関わらず、議員単独で職務上作成または取得する個人情報は考えにくいこと、議員活動においては議員単独で作成または取得する個人情報も想定されますが、議員の職務の範囲は広範かつ法令上明確でないことから、条例による規制の対象とすると議員活動に対する過度に広範な規制となるおそれがあることから、議員が作成、取得した個人情報は対象外としております。

説明は以上です。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

ただいまの説明について委員さんから質疑がございますか。

○委員（金谷文則君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） すみません。ありがとうございます。

一番最後のところで、留意点のところの3番目で、事務局職員が作成、取得した個人情報とは大体どういうふうなものが該当するのか、具体的に教えてください。

○委員長（治徳義明君） 土井局長。

○議会事務局長（土井常男君） 議会が保有する個人情報でございますが、本会議等の傍聴の受付簿や退職議員を含む議員の経歴など、議会事務局が取得し、保有する個人情報を想定しております。

以上です。

○委員長（治徳義明君） よろしいですか。

○委員（金谷文則君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） 例えば、議員の名簿、それから選挙があったり、それぞれ期のときには、期数から、それから住所、連絡先、担当の委員会等を入れたペーパーを作って皆さんに、議員にも配付してあるんですけども、これは職員がつくった情報と解釈すれば、個人、議員のほうを持って歩いたときに、誰かに連絡をしたり問合せを受けたときに、それをお知らせをするということとはできないというふうなことになるのでしょうか。どういうふうに扱ったらいいいのか教えてください。

○委員長（治徳義明君） 暫時休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時21分 再開

○委員長（治徳義明君） 再開いたします。

土井局長。

○議会事務局長（土井常男君） 議員の情報というのは、今ホームページで住所、氏名それから電話番号まで載っとるものでございます。議員は公の方ということで、公表するのは何ら問題はないということになっております。

以上です。

○委員長（治徳義明君） よろしいですか、金谷委員。

○委員（金谷文則君） そういうふうに言っていただければ。

○委員長（治徳義明君） そのほかに。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 議員が作成、取得した個人情報対象としないと明確に記載されてるんですけども、例えば委員会視察等については委員長が作成するという申合せができてますよね。

○委員長（治徳義明君） はい。

○委員（佐藤 武君） だから、委員会視察で視察先の見解であるとか、例えばもろもろの視察における問題点が発生したときに、それはどっちに該当するのか、そこら辺は検討されてますかね。

○委員長（治徳義明君） 答弁お願いします。基本的に議員が作成したものは法的には問題ないんでしょうかという話ですけど。

土井局長。

○議会事務局長（土井常男君） それは、議員の作成したものは個人情報に、この保護条例には該当しませんので、それは議員さんの議員活動に対する規制はございませんので、個人情報

保護条例には該当しないということになります。

○委員長（治徳義明君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 該当しないんじゃないかと、例えば公費で出張してるわけですよね、旅費とかもね。だから、情報開示があった場合に、個人情報ですということ拒否はできないと理解してるんですが、だからそこら辺も、こういう文言の書き方じゃなくて、ちょっと弾力的な運用ができるような書き方をしないと、明確に議員が作成ということになったら、これは議員が作成したじゃないかというふうな指摘を受けるんで、委員会視察とかというのは当然開示請求があったら開示しないといけない種類だと思いますので、そこら辺はこの文言の書き方に注意しないといけないなと思います。

○委員長（治徳義明君） 土井局長。

○議会事務局長（土井常男君） すみません。

今佐藤委員が言われているのは、どこのどのことを言われているのかというのが理解ができなかったんですけど、どの条文のことを言われてますか。

○委員長（治徳義明君） すみません。もう一度、なら、佐藤委員、説明をお願いします。

○委員（佐藤 武君） 留意点の中で③がありますよね。

○議会事務局長（土井常男君） はい。

○委員（佐藤 武君） その一番下の事務局職員が作成、取得した個人情報とすると、開示、条例の対象となるものは事務局職員が作成、取得したと明確に書いてます。その後に議員が作成、取得した個人情報は対象としないというふうに書いてるんですけども、重ねての質問になりますけれど、委員会視察とかというのは委員長が作成しようという申合せが今できてると思うんですよ。だから、そうなったら、議員が作成したものというふうに仕分がされて、対象にならないのかなと、いや、それは公費で出張するんだから、当然開示請求があったら開示しないといけないんじゃないですかということ指摘させていただいてるんです。だから、議員が作成、取得したという、明確にこういう書き方をすると、若干違和感があるのかなというふうには思うんですが、いかがですかね。

○委員長（治徳義明君） 意味合い、分かりましたか。

松田委員。

○委員（松田 勲君） すいません。中身の10ページの中に開示請求のことが書いてあるんです。それを見ると、議長は基本的に開示請求があったら開示をしなくてはいけないと書いてあるんですけど、その中に開示をしなくてもいいというのがあるんです、条件が。だから、そういうのがあるから。

○委員（金谷文則君） 失礼なこと言っちゃあいかん。

○委員（松田 勲君） 失礼なこと言うたって、もう書いてある。

○委員長（治徳義明君） 暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時38分 再開

○委員長（治徳義明君） 再開いたします。

土井局長。

○議会事務局長（土井常男君） 最初の説明の中で、個人情報保護条例についてのこの概要欄について分かりにくいところがありますので、今日指摘されたことにつきまして修正を加えて全員協議会では説明させていただきたいと思います。

公になっているホームページに掲載されていること、視察の報告会の文書とかもホームページで公開されてあるものでございますので、もちろん公開して結構でございますので、よろしくをお願いします。

○委員長（治徳義明君） 佐藤委員、よろしいですか。

○委員（佐藤 武君） 結構です。

○委員長（治徳義明君） そのほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） ないようですので、協議事項4番目、その他について、議長より説明をお願いいたします。

○議長（実盛祥五君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 実盛議長。

○議長（実盛祥五君） その他で、12月9日、ICT推進委員長からの報告書の提出があり、タブレットに使用するタッチペンの購入費用をタブレットの通信費と同様に2分の1を政務活動費の対象としてはとの答申がありました。検討した結果、議長としては、このタッチペンの購入費用については、議会関連で使う頻度が高いため、タブレットの通信費と同様に2分の1を政務活動費の対象と認めたいと考えております。2月の全員協議会でこのことを説明させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか、よろしくをお願いします。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

ただいまタッチペンにつきましての取扱いにつきましての議長からの御説明がありましたけど、何か御意見ありますでしょうか。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） その取扱方法の内容についての説明は今日はここでは諮らんのか。こういう内容でやりますという説明はせんのか。

○委員（佐藤 武君） ここにあるよ、資料として。

○委員（下山哲司君） じゃけど、それはさっき見たんじゃけど、その話はここでしとかんのか。

○委員長（治徳義明君） 具体的な話ですか。

○委員（下山哲司君） これだけの今の話。

○委員長（治徳義明君） 要は、前回にタッチペンの話をさせてもらったときに、ICT委員会が付託され、議長のほうに答申があったんで、委員さんの中から、これは議運のほうです話じゃなしに全協のほうですべきではないですかと、こういう御意見もあったところです。そういう……。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 全協でするまでは議運で諮ってこういうことを全協で諮ってくださいと議運が決めて、議長が全協を開く。じゃから、全協でするんじゃないねえ、順番があるんじゃないから。

○委員長（治徳義明君） それは、今説明されたと思ったんですけど、土井局長から補足します。

土井局長。

○議会事務局長（土井常男君） この議運の中で、先ほど議長が申しましたように、2分の1ということを実協で諮ってもよいかということが決まりましたら、こちら資料を御用意させていただきたくんですが、全協でタッチペンを政務活動費の2分の1、こちらをまた全協で諮りまして、認められた場合につきましては使途基準運用指針の一部を改正する必要がありますので、認められた場合にこちらの資料を見ていただくようになると思います。

それで、議会運営協議会資料の2枚目、その他の経費の項目で、こちら前回12月のときも御説明させていただきましたが、その他の経費の項目、2ます右の裏の欄、注3の赤字部分になりますが、「及び付属品について」を追加いたしまして、タブレット端末の通信費と同様、2分の1の案分対象となるよう、明記させていただきまして、これでよいかどうかを諮っていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（治徳義明君） このことを全協で……。

下山委員。

○委員（下山哲司君） 付属品というのはどの範囲までが付属品。

○委員長（治徳義明君） 土井局長。

○議会事務局長（土井常男君） 現在のところ、タッチペンを思っております。

ただ、それにタッチペンだけをうたうんではなくって、もし次に何かアダプターが必要だとか何が必要だとかというものが次々出てきたときにどう判断するかというのはありますが、今これについての付属品はタッチペンだけでございます。

○委員長（治徳義明君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） この前も原田議員が難しいと言ったんじゃけど、早う言えば、ほんなら原田議員がプリンターがこれについて必要なんじゃと言うたらそれも入るんか、それともこれから直にプリンターへ行かんで、パソコンもせにやいけんのかと言うたらパソコンも入るんかという、それも附属品になるんか、その辺がはっきりしとかんと。

○委員長（治徳義明君） ごめんなさい。ほんなら、佐藤委員。

よろしいですか。今の御意見の関連でということですよ。

○委員（佐藤 武君） 今下山委員のほうからも指摘があったように、いろんな附属品というのは発生してくるかなと思うんで、この間から協議してるのはタッチペンということに限定してるんで、はっきりと通信費及びタッチペンということで明確に表記されたいかがかなと思うんですが、いかがですかね。

○委員長（治徳義明君） 土井局長。

○議会事務局長（土井常男君） こちらの文言は、タッチペンということが、ここでそちらのほうがいいということになりましたら、そのように文言を変えさせていただきたいと思っております。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

今議長のほうから附属品というふうな提案もあったんですけども、委員の皆さんのほうから附属品では範囲が曖昧で、タッチペン等、明確に記載したほうがいいんじゃないかという御意見が多いと思ったんですけども、皆さん、そのタッチペンという、明確にさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員（金谷文則君） そのほうがいいと思います。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

ほんなら、タッチペンということで明確にさせていただいて、2分の1案分ということにさせていただきます。

そのほか。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） となれば、今までどおりのやつにプラスタッチペンというだけの話でええんかな。

○委員長（治徳義明君） そうですね。

○委員（下山哲司君） そういう考え方でええんじゃな。

○委員長（治徳義明君） そうです。

○委員（下山哲司君） 今までどおりやるんじゃな。

○委員長（治徳義明君） はい、そうですね。

ほんなら、この件はそういうことで、議長、全協のほうでお願いいたします。

○議長（実盛祥五君） はい。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

それでは、その他委員さんから何か発言がございますでしょうか。

下山委員。

○委員（下山哲司君） 先ほどこれが、会が始まる前に産建の委員長のあれについて話が出たんですけど、ああいうことに関してはきちっと議長が確認して、それをええ機会じゃから全協の中できちっと説明しとくということが、みんなの認識がばらばらじゃあいけないので、やってもらいてえなと思います。

○委員長（治徳義明君） 議長、意味合いは分かっていただけでしょうか。

議長も聞かれてたので。

○議長（実盛祥五君） はい、わかりました。

○委員長（治徳義明君） なら、議長、全協のほうでまた検討していただいて、全協のほうできちっと確認して。ほかのも含めてね。

そのほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） もうないようですので、以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。ありがとうございます。

午前10時47分 閉会